

令和4年3月9日

菊池市長 江頭 実 様

菊池市男女共同参画審議会

会 長 工藤 清子

(第4次) 菊池市男女共同参画計画策定について (答申)

令和3年6月25日付け菊人権男女第131号により諮問のありました、(第4次) 菊池市男女共同参画計画策定につきまして、本審議会により慎重かつ厳格な審議を重ねた結果、意見を次のとおりまとめましたので、答申します。

答 申

本審議会に付議された(第4次) 菊池市男女共同参画計画案については、これまでの菊池市男女共同参画計画の基本理念を引き継ぎながら、国・県の動きや本市の現状を踏まえ、今後の男女共同参画社会のあるべき姿を見据えた上で検討されており、その内容は妥当なものと認められます。

なお、本計画の推進にあたっては、下記に示した事項に十分配慮され、基本目標である「男女がともに輝き、支えあう持続可能な社会の実現」を目指して、男女共同参画の推進に全庁で取り組まれることを心から要望します。

記

- 1, 男女共同参画社会の実現のためには、固定的性別役割分担意識の解消が重要である。菊池市民意識調査によれば、固定的な性別役割分担意識に関する考え方には同感しない人が増えてきたものの、「家庭内の仕事を主に誰がしているか」の問いに、家事などは8割の人が「主に妻」と回答している。このように現実では、依然として家事・育児などの多くを女性が担っており、今後も固定的性別役割分担意識の解消への取組が必要である。行政をはじめ職場や地域における意識啓発について、継続した取組を推進されたい。
- 2, 固定観念を示す無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づき、男女共同参画社会の実現に向けた意識を醸成するためには、多様な価値観をより柔軟に受容することが可能な若年世代への教育が重要である。無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の形成を防止するために、子どもに対して性別にとらわれない人権尊重に基づく教育を実施するとともに、保育・教育関係者に対する研修機会の提供など、更に理解が深まるよう尽力されたい。
- 3, 政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、菊池市では「菊池市審議会等委員への女性の登用推進要綱」を定め、取組を進めている。しかしながら、令和3年3

月現在の地方自治法 202 条の 3 に基づく審議会の調査では、女性委員が 0 人の委員会
が、48 委員会中 4 委員会存在し、委員に占める女性の割合も 30.0%にとどまっている。
女性の登用率を向上させる一層の取組を全庁的に推進されたい。

- 4, 地域社会や企業等における男女共同参画社会の実現の模範となるべく、行政庁におい
てはより積極的な取組が望まれる。それにもかかわらず、市役所の男性職員の育児休
業取得率は令和 2 年度末で 0 %にとどまっている等、改善の余地がある。それゆえ、
他の関係機関との連携の下、男女共同参画社会の実現に向けた課題を再検討し、実現
可能な取組をより積極的に行っていただきたい。